

# 全米販の 生命共済 団体コース

従業員の皆さまの福利厚生に！



## 共済掛金は 損金算入できる

事業主が負担した共済掛金は、必要経費として、全額損金の額に算入できます。

## 業務外も保障

業務中・業務外を問わず24時間保障で、残されたご家族を支えます。

## 割安な掛金で 大きな保障

手頃な共済掛金(掛け捨て)で、大きな保障が得られます。

## 健康告知だけ でも契約可能

現在健康に就業していれば、告知書の提出のみで、ご契約いただけます。

## 保障内容及び共済金のお支払い基準

契約概要

### 普通死亡共済金 普通高度障害共済金

300万円~100万円

- 共済期間中に死亡した場合
- 共済期間中の傷害又は疾病により高度障害状態になった場合

### 災害死亡共済金 災害高度障害共済金

600万円~200万円

- 共済期間中の不慮の事故による傷害又は特定感染症により死亡又は高度障害状態になった場合

共済掛金(4月1日基準 年間)

契約概要

年齢グループ 誕生日	性別	口数(共済金)		
		1口 (100万円)	2口 (200万円)	3口 (300万円)
14歳6ヵ月超~35歳6ヵ月	男性	2,200	4,400	6,600
15年前10月1日~36年前10月2日	女性	1,400	2,800	4,200
35歳6ヵ月超~40歳6ヵ月	男性	2,600	5,200	7,800
36年前10月1日~41年前10月2日	女性	2,000	4,000	6,000
40歳6ヵ月超~45歳6ヵ月	男性	3,500	7,000	10,500
41年前10月1日~46年前10月2日	女性	2,500	5,000	7,500
45歳6ヵ月超~50歳6ヵ月	男性	5,000	10,000	15,000
46年前10月1日~51年前10月2日	女性	3,200	6,400	9,600
50歳6ヵ月超~55歳6ヵ月	男性	7,600	15,200	22,800
51年前10月1日~56年前10月2日	女性	4,200	8,400	12,600
55歳6ヵ月超~60歳6ヵ月	男性	11,000	22,000	33,000
56年前10月1日~61年前10月2日	女性	5,500	11,000	16,500
60歳6ヵ月超~65歳6ヵ月	男性	15,800	31,600	47,400
61年前10月1日~66年前10月2日	女性	8,100	16,200	24,300
65歳6ヵ月超~70歳6ヵ月	男性	25,100	50,200	75,300
66年前10月1日~71年前10月2日	女性	13,100	26,200	39,300

## ご契約について

契約概要

契約者	全米販組合員卸および取引先小売店、その他全米販が認める団体・企業
被共済者	健康で就業している方
共済期間	4月1日～3月31日の1年間（中途契約の場合、毎月1日開始の契約が可能）
契約可能年齢 (毎年4月1日現在)	被共済者・・・14歳6ヵ月超～70歳6ヵ月（出生日が15年前の10月1日～71年前の10月2日）
共済金額の単位	1口100万円
契約限度口数	3口を限度
共済金	普通死亡共済金、普通高度障害共済金・・・100万円～300万円 災害死亡共済金、災害高度障害共済金・・・200万円～600万円
共済掛金の税務	事業主が負担した共済掛金は、全額損金（必要経費）に算入できます。（基本通達・法人税法9-3-5）
解約・失効	本人が当該団体・企業・小売店を退職した場合は、共済契約は失効します。（共済掛金の返金はありません。）
共済掛金の支払方法	年1回払いとし、全米販の指定する口座にお振込みいただけます。
共済金の受取人	普通死亡共済金及び災害死亡共済金・・・申込書にて指定した者、または法定相続人 普通高度障害共済金及び災害高度障害共済金・・・被共済者



## 共済金をお支払する要件

契約概要

- 共済期間中に死亡した場合、共済期間中の傷害または疾病により高度障害状態になった場合に、所定の共済金をお支払いします。
- 共済期間中に発生した不慮の事故による傷害で、事故の日から180日以内かつ共済期間中に死亡した場合、または共済期間中に発病した特定感染症(※)により、共済期間中に死亡した時は、災害死亡共済金をお支払いします。
- 共済期間中に発生した不慮の事故による傷害で、事故の日から180日以内かつ共済期間中に高度障害状態に該当した場合、または共済期間中に発病した特定感染症(※)により共済期間中に所定の高度障害のいずれかに該当した場合、災害高度障害共済金をお支払いします。

※特定感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(令和3年2月13日施行)」の第6条2項～第4項までに規定する感染症をいいます。

## 所定の高度障害状態

契約概要

- 両眼が失明したもの
- そしゃくおよび言語の機能を廃したもの
- 神経系統の機能・精神又は胸部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 両上肢を手関節以上で失ったか、その用を全廃したもの
- 両下肢を足関節以上で失ったものか、その用を全廃したもの

## 共済金をお支払いできない場合

注意喚起情報

- 被共済者が、契約日以降1年以内に自殺した時
- 契約者または共済金受取人が、故意に契約者、被共済者を死亡させた時、もしくは高度障害状態にさせた時
- 被共済者が、戦争その他の変乱によって死亡、もしくは高度障害状態になった時
- 被共済者が、故意により高度障害状態になった時
- 契約者・被共済者が、故意または重大な過失によって、事実を告げなかった時

※共済金請求権は、支払い事由が発生してから3年を経過した場合に時効により消滅します。



## 個人情報の取扱について

全米販では、組合員、契約者から収集した個人情報を必要の範囲で、次の目的に利用します。

- 共済契約の締結、契約維持管理
- 共済事故の共済金支払い
- 共済の案内、サービス

## 企業の経営、ご家族の暮らしをお守りする多彩な共済および保険

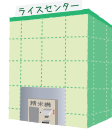
### 普通火災共済

火災事故はもちろん、自然災害まで幅広く補償



### 企業火災共済

個別見積もりで、すべての企業財産をまとめて補償



### PL共済

精米・炊飯・販売した商品の欠陥が原因で他人の身体や財物に損害を与えた場合、法律上の賠償責任を補償



### リコール保険

食品回収のために実際に要した輸送費用、廃棄費用、通信費等を補償



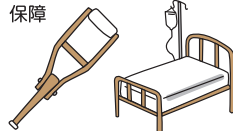
### 業務災害共済

商品を配達中、工場内で作業中等、業務に携わっているときの事故による死亡、後遺障害または入院・通院を保障



### 医療保障共済

ケガや病気による入院・手術に備え、1日最高10,000円の共済金を最大180日(通算1,000日)保障



### 生命共済(個人コース)

死亡、ケガによる入院等、ご家族の生活をバックアップします。最高1,400万円保障



当パンフレットは、共済商品の概要を説明したものです。詳しい内容は全米販共済約款をご確認ください。ご不明な点は取扱窓口または全米販までお問合せください。

## お問合せ先

取扱窓口



全国米穀販売事業共済協同組合 共済部  
Rice J. (全米販) ▶ <https://www.zenbeihan.com/>

全米販のHPはこちら

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町15-15  
TEL : 03-4334-2140 FAX : 03-4334-2147  
E-mail : kyohsai@zenbeihan.com



0120-229-579

フリーダイヤルの受付時間 月～金(祝祭日を除く) 10:00～12:00、13:00～16:00